

●用途地域内の建築物の用途制限（法第48条・別表第2）

建築物の用途		用途地域の種類
住居系	住宅、共同住宅、寄宿舍、下宿	
	老人ホーム、身体障害者福祉ホーム等	
	兼用住宅のうち店舗・事務所等が一定規模以下のもの（p.144参照、令130条の3）	
公益施設系	神社・寺院・教会等	
	巡査派出所、公衆電話所等	
	保育所、公衆浴場、診療所	
	老人福祉センター、児童厚生施設等	
	幼稚園、小学校、中学校、高等学校	
	大学、高等専門学校、専修学校等	
	図書館、博物館等	
	病院	
商業系	店舗・飲食店等	床面積の合計が150㎡以下の一定のもの（p.144参照、令130条の5の2） // 500㎡以下の一定のもの（p.145参照、令130条の5の3） 上記以外の物品販売業を営む物品販売店舗・飲食店
	上記以外の事務所等	
	ボーリング場、スケート場、水泳場等	
	ホテル、旅館	
	自動車教習所、畜舎（床面積の合計が15㎡以上のもの）	
	マージャン屋、ばちんこ屋、射的場、競馬投票券売場等	
	カラオケボックス等	
	自動車庫	2階以下、かつ床面積の合計が300㎡以下のもの 3階以上、又は床面積の合計が300㎡超のもの（一定規模以下の付属車庫等を除く）
	営業用倉庫	
	劇場、映画館、演芸場、観覧場	客席部分の床面積が200㎡未満のもの // 200㎡以上のもの
	料理店、キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール等	
	個室付浴場業に係る公衆浴場等	
工業系	工場（p.146参照）	作業場の床面積の合計が50㎡以下、かつ危険性・環境悪化のおそれが少ないもの（工場D.p.150参照） // 150㎡以下、かつ // おそれが少ないもの（工場C.p.149参照） // 150㎡超、又は // おそれがやや多いもの（工場B.p.147参照） 危険性が大きい又は著しく環境を悪化させるもの（工場A.p.146参照）
	自動車修理工場	作業場の床面積の合計が150㎡以下のもの // 300㎡以下のもの
	日刊新聞の印刷所	
	火薬類、石油類、ガス等の危険物の貯蔵・処理施設（p.155参照）	量が非常に少ないもの（例、ガソリン等1000ℓ以下、灯油等5000ℓ以下） 量が少ないもの（例、ガソリン等2000ℓ以下、灯油等10000ℓ以下） 量がやや多いもの（例、ガソリン等10000ℓ以下、灯油等50000ℓ以下） 量が多いもの（無制限）
	特殊建築物	卸売市場・と畜場・火葬場・処理施設（p.158参照）

- (1) 一定規模以下のものに限り建築することができる (3) 該当用途に供する部分が3,000㎡以下の場合に限る。
(2) 当該用途に供する部分が2階以下、かつ、1500㎡以下の場合に限る。 (4) 物品販売店舗及び飲食店は禁止されている。